

FMC だより

9月1日は防災の日です。また9月は台風などによる風水害が多発する季節でもあります。この時期だからこそ、自社の防災対策の見直しをしてみてもいいのではないでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

ふるさと納税と特産品の課税関係

個人が都道府県や市区町村（以下、「自治体」）に寄附をすることで、所得税や個人住民税が軽減される「ふるさと納税」。平成24年中の利用者は106,446人でした（総務省発表）。

「ふるさと納税」とは

ふるさと納税は、確定申告を要件に、自治体への寄附金についておおむね個人住民税の所得割額の1割を上限に、所得税と個人住民税あわせて最高で2,000円を除いた寄附金全額分が軽減できる制度です。上限があるため寄附する側としては、いくらまで軽減できるのか興味があるところでしょう。この点について、総務省が『2,000円を除いた全額控除される寄附額の目安』を公表しており、たとえば次のように記載されています。

給与収入	夫婦	夫婦(共働き)	夫婦	夫婦(共働き)	夫婦
	子なし	子1人(大学生)	子1人(高校生)	子2人(大学生と高校生)	
900万円	77,000	76,000	73,000	71,000	66,000
1,500万円	190,000	188,000	184,000	182,000	176,000
3,000万円	516,000	514,000	509,000	507,000	500,000
5,000万円	916,000	914,000	909,000	907,000	900,000

※ 共働き以外の妻は専業主婦との仮定。共働きは、妻の給与収入が141万円以上との仮定。
 ※ 高校生は「16歳から18歳の扶養親族」を、大学生は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指す。
 ※ 中学生以下の子供は計算上加味しない。（夫婦子1人(小学生)は夫婦(子なし)と同額。夫婦子2人(高校生と中学生)は、夫婦子1人(高校生)と同額。）
 ※ 共働き子1人(高校生)は、夫婦(子なし)と同額。

特産品の受領と課税関係

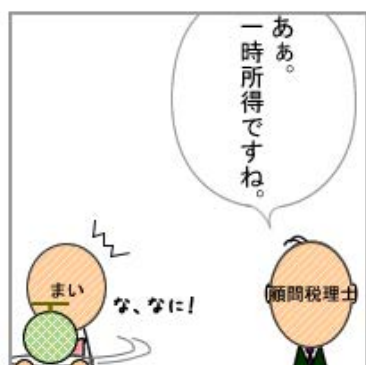
ふるさと納税を行ったことにより、金額に応じて自治体から特産品などを受け取る場合があります。インターネット上には、「ふるさと納税ポータルサイト (<http://www.furusato-tax.jp/>)」など特産品から寄附先を選ぶことができるサイトがあり、特産品を楽しむにされている方もおられるようです。

このような特産品を受け取ったときは、課税上、一時所得として取扱います。この場合、特産品の価値が収入金額となる一方で、寄附金額は特産品を得るための支出ではないため、特産品の価値から特別控除額を差し引いた金額が一時所得の金額となります。特別控除額は50万円あるため、特産品の受領のみで一時所得として課税されることは考えにくいものの、生命保険契約の一時金等、他に一時所得として課税される所得があれば、この特産品の価値分も一時所得として含まれます。

なお、ふるさと納税の上限を1割から2割へと拡充する動きもあるようです。今後の改正動向にも注視したいところです。

登場人物
 〇社 経理部
 〇社の顧問税理士

性分なので



親会社の役員に対する接待飲食費



平成26年度税制改正により、法人の接待飲食費のうち50%が損金に算入されることとなったわけですが、たとえば親会社や関連企業の役員への接待に伴う飲食費は、この損金算入の対象となる「接待飲食費」に該当するのでしょうか。



親会社や関連企業の役員に対する接待等のために支出する飲食費は、帳簿書類への所定事項の記載を要件に「接待飲食費」に該当します。

関連企業の役員として接待に参加したときは「接待飲食費」となります。他方、自社の懇親会に自社の役員として参加した場合には、「社内飲食費」となります。

帳簿書類への所定事項の記載

請求書や領収書、総勘定元帳などの帳簿書類には、次の事項を記載します。

- ① 飲食等をした年月日
- ② 飲食等に参加した相手方の氏名又は名称・その関係（相手方の氏名等が一部不明の場合や多数参加の場合には、真正であることを条件に「会社・□□部、△△◇◇（氏名）部長他10名、卸売先」などとの記載でも問題とはなりません。）
- ③ 飲食費の額・飲食店等の名称・所在地
- ④ その他必要な事項

接待飲食費の50%損金算入

平成26年4月1日以後開始事業年度から、法人の交際費等の損金不算入制度に関して、交際費等のうち社内飲食費を除いた飲食その他これに類する行為に要した費用で、帳簿書類に所定の事項が記載されているもの（これを「接待飲食費」といいます）の額の50%相当額は、損金に算入することとなりました。

社内飲食費とは

社内飲食費とは、専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のための支出です。

自社にとって親会社や関連企業は身内としての感覚も生じ得ますが、“他社”であるため、これらの役員等に対する接待飲食費については、社内飲食費には該当しません。

また、自社から関連企業へ出向している役員等について飲食を伴う接待を行った場合には、その役員等が自社か関連企業かいずれの立場として参加しているのかによって、判断が異なります。たとえば自社が関連企業の役員全員を接待したときに、その出向役員等が

ただし、飲食を伴う接待については、1人当たり5,000円以下の飲食費の損金算入が引き続き適用できるため、このような接待は、まずこちらの適用可否を確認しましょう。

なお、資本金1億円以下等一定の要件に該当する中小法人が交際費等として損金に算入する限度額は、接待飲食費の50%と年800万円（支出交際費等の額の方が少なければ支出交際費等の額）のいずれかから選びます。有利な方を選択して適用しましょう。

飲食費(福利厚生費や会議費等以外)			
対象	社外含めた飲食(右記以外)		社内飲食※1
1人あたりの飲食費	5,000円以下	5,000円超	すべて
交際費等に該当するか?	交際費等から除外※2	交際費等 (接待飲食費※2)	交際費等 (社内飲食費)
損金(経費)になるか?	○	50%損金※3	×

※1 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する飲食費の場合。

※2 飲食の参加者等の明細を記載した書類の保存が必要。保存がない場合は交際費等に該当し、損金不算入の対象。

※3 中小法人(資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人の子法人等を除く。)の場合は、年800万円までとの選択適用。



医療費が高額になったときに活用できる高額療養費制度



病気で長期入院をした場合など、医療費の自己負担額が高額になることがあります。これに対し健康保険では、一定額以上の負担が払い戻されるという高額療養費制度が設けられています。この制度は通常、制度利用者が申請を行って初めて支給されるものであるため、ここで制度の概要を押さえておきましょう。

高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で被保険者および被扶養者の負担した額が一定の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を払い戻すというものです。一定の自己負担限度額は、同一月（1日から末日まで）で判定されることになっており、年齢（70歳以上か否か）、所得水準等によって計算方法や上限額が定められています。また、世帯で合算できたり、高額療養費の対象が多数回となった場合等に自己負担額が軽減されたりする仕組みもあります。

2種類の申請方法

高額療養費は、制度の対象となった後に申請する方法のほかに、入院し手術する予定がある等、高額の治療費がかかることが事前に分かっている場合に、事前に申請する方法の2種類があります。

①事前申請制度

事前に申請する場合には、まず、協会けんぽ等の保険者（※）で所得区分に応じた限度額適用認定証（以下、「認定証」という）を発行してもらいます。この認定証を医療機関

や薬局の窓口で提示することにより、医療機関の窓口での支払を自己負担額の上限額までにとどめることができます。医療機関や薬局の窓口へは、自己負担額の上限を超える部分が保険者から直接支払われることになります。

事前申請を行うことで、その場で支払う被保険者等の負担が上限までですむほか、事後に高額療養費の支給申請をする手間が省けるといったメリットがあります。この事前申請は、以前は入院のみの取扱いとなっていたが、平成24年4月から外来診療についても利用できるようになりました。

※健康保険組合についても同様の制度がありますが、運用については、自動的に高額療養費を口座に振り込むものや、支給対象になったことの通知が届くこともありますので、加入している組合にご確認ください。

②事後申請制度

事後申請とは、自己負担額を超えた支払いを行った場合に、後から申請し、払い戻される制度です。この申請は加入する協会けんぽに書類提出を行うことで完了しますが、払い戻される時期は、医療機関などから提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経てから行われるため、通常、診療を受けた月から3ヶ月以上かかります。

事前申請・事後申請のいずれであっても自己負担額に変わりはありませんが、事後申請の場合には、一時的な立替が生じるため、被保険者等の負担が大きくなりがちです。今後、従業員の入院や手術を行うことが分かっている場合には、事前申請制度があることも含め、高額療養費の制度を案内しておきましょう。



経営者が考える後継者の育成期間と承継の準備



後継者の育成は経営者にとって重要な仕事です。ここでは経営者が考える後継者の育成期間や、承継のための準備などに関する意識をご紹介します。

経営者が考える後継者の育成期間

中小企業庁が7月に発表した「2014年版中小企業白書」(※)から、経営者が考える後継者の育成期間をまとめると、以下のようになります。

後継者の育成期間(単位: %)

	中規模企業	小規模事業者
3年未満	8.6	14.8
3年以上5年未満	24.5	29.4
5年以上10年未満	47.4	39.9
10年以上20年未満	16.3	13.6
20年以上	3.2	2.3

(中小企業庁「2014年版中小企業白書」より作成)

中規模企業、小規模事業者ともに5年以上10年未満という回答が最も多く、次いで3年以上5年未満となっています。多くの経営者が後継者の育成には5年は必要だと考えていることがわかります。一般的に、後継者は経営者からみると、いつまでたっても頼りないと感じられることから、長い育成期間が必要だと考える経営者が多いものと思われます。

事業承継の予定時期

では中小企業経営者は、事業承継はどのくらい先と考えているのでしょうか。同じく白書から60歳代以上の経営者の事業承継の予定をみると、下表のようになっています。

経営者の年代別事業承継の予定時期(単位: %)

	60歳代	70歳代	80歳代
回答者数(人)	4,387	1,701	348
1年以内	2.4	5.8	8.0
1年超～3年以内	15.5	31.8	39.9
3年超～5年以内	26.3	31.5	23.9
5年超～10年以内	40.3	22.4	15.2
10年超	15.5	8.5	12.9

(中小企業庁「2014年版中小企業白書」より作成)

この結果をみると、70歳代と80歳代の経営者で1年超～3年以内と回答した割合が最も高くなっています。後継者の有無や経験など、企業ごとに事情があるため一概にはいえませんが、少々余裕を持ちすぎている経営者が少なくないといえましょう。

事業承継の準備状況

次に、事業承継の準備状況に関する回答をみると以下のとおりです。

経営者の年代別事業承継の準備状況(単位: %)

	60歳代	70歳代	80歳代
回答者数(人)	4,653	1,818	371
十分にしている	5.4	11.3	18.3
ある程度している	36.3	41.4	41.0
あまりしていない	30.0	25.0	20.0
全くしていない	18.2	14.2	13.5
準備の必要を感じない	10.0	7.9	7.0

(中小企業庁「2014年版中小企業白書」より作成)

ある程度しているという割合が、どの年代でも最も高くなっています。しかし、十分にしているという割合は、80歳代で18.3%、70歳代では11.3%、60歳代にいたっては5.4%となっています。

後継者の育成も含め、経営者が考える準備の水準が高く、十分ではないと考える経営者が多いのかも知れません。

事業承継を経験した経営者の多くが、早めの事業承継が好ましいと回答している調査結果もあります。これから事業承継を行う企業は、できるだけ前倒しで準備を進めるほうがよいでしょう。

(※) ここで紹介したデータは、2014年版中小企業白書251～252ページより作成しています。後継者の育成期間での中規模企業とは従業員20人以上の中小企業をいい、小規模事業者は19人以下の企業をいいます。白書の詳細は次のURLのページから確認できます。http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/h26_pdf_mokuji.html

IT情報

あなたがアクセスしている そのサイト、改ざん されていますか？



それほど大きな話題にはなりませんでした。今年の5月下旬から6月上旬にかけて、日本企業のWebサイトが改ざんされ、オンラインバンキングを狙った不正プログラムが配布されるという事件が立て続けに発生しました。

事件の共通点は

そのうちの1つ、パソコン周辺機器を販売する会社では、ダウンロードサイトの内容が改ざんされ、ドライバ等のファイルがウイルス（不正プログラム）に感染したものにすり替えられました。Webサイトが改ざんされた状態でダウンロードサイトにアクセスし、対象のドライバをダウンロード・インストールした利用者のパソコンにウイルスが感染した可能性があります。

ほかにも数社が改ざんの被害を受けましたが、これらの企業のWebサイトに共通するのが、「CDN」（コンテンツ・デリバリ・ネットワーク）と呼ばれるサービスを利用しており、実際に改ざんされたのは企業のオリジナルのWebサイトではなくCDNが保持していたデータが改ざんされた、ということです。

CDNとは

CDNとは、オリジナルのWebサイトの内容のコピーを複数保持し、全世界からのアクセスを適切に各々のコピーに振り分けることで、Webサイトに大量のアクセスがあっても遅延・停止しないようにするサービスのことで、アクセスの多いWebサイトではよく利用されているサービスですが、上述の例については全て同じ会社のCDNを利用しており、この会社が提供するサービスの欠陥を利用して攻撃者が改ざんを行った模様です。

従来、インターネット利用者のセキュリティ対策として、「怪しいWebサイトを開かない」ということが盛んに言われていましたが、現在は一般企業の正規のWebサイトであっても改ざんされ、攻撃に利用されること

が増えました。このような正規のWebサイトが改ざんされているかどうか判断するのは非常に困難です。

また、Webサイトを公開する企業にとっても、以前は自社が直接運用するサイトのセキュリティだけに気を付ければよかったのですが、大量のアクセスを捌くためにCDNやクラウドサービスを利用するケースが増えたことで、自社がコントロールできない場所の欠陥を突かれることも考慮しなければならない時代になりました。

どのように対処していくか

このような状況ですので、インターネット利用者にとって「こうすれば確実に被害を防ぐことができる」という対処法は残念ながら存在しません。しかし、

- ・OSやアプリケーション、ウイルス対策プログラムを常に最新の状態にする
- ・Webサイトへのアクセス時に不審な動きがないか注意する
- ・利用しているパソコンの環境が破壊されることに備えて、こまめにバックアップを取る

といった「当たり前」の対策をすることで被害を受ける確率を下げるとともに、万一被害を受けたときの影響をできるだけ小さくすることが重要です。

また、パソコンも以前と比べれば非常に安価になりました。オンラインバンキングの利用など重要な業務・作業について、普段情報収集や他者とのコミュニケーション（メール・SNS）などに利用しているものとは別のパソコンを用意して行うことも検討してみるとよいでしょう。

今月は3月決算先では上半期の業績の確認及び下半期の方針を決める大事な時期です。また台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2014年9月

お仕事備忘録

1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会

2. 9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

3. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

4. 障害者雇用支援月間

5. 内定式の準備

6. 防災や安全対策の見直し

1. 上半期の業績報告及び下半期の方針発表会

3月決算法人は9月で上半期が終了します。
経営計画の達成状況をチェックし、下半期の対策や今後の経営計画の再検討をしましょう。
また、社員全員で検討会を開催し、意思の疎通を図るのも良いでしょう。会場が必要な場合は早めに手配をしておくことが肝心です。

2. 9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.354%引き上げられます。その結果17.474%となります。変更後の保険料は平成26年9月分（10月納付分）から平成27年8月分（9月納付分）まで適用されますので、給与からの控除間違いのないように注意が必要です。

3. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

4. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成27年4月から障害者雇用納付金制度の申告対象事業主が拡大され、常時雇用している従業員数が100人を超え200人以下のすべての事業主も対象となります。今から障害者雇用に向けて採用活動を始めましょう。

5. 内定式の準備

日本経済団体連合会の倫理憲章に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

6. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

☐ 大雨で雨漏りがしてしまうかも！施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

☐ 万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

・非常時用の医薬品等の準備或使用期限等の見直し

・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

[安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。5月に自動車運転死傷処罰法が施行され、業務上従業員に運転させる必要がある場合、事業主は従業員に正常な運転に支障が生じる恐れがある病気の有無を確認することが望ましいとされました。この全国交通安全運動を機に、社内の安全運転に対する意識を徹底させましょう。



2014.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	月	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分）
2	火	仏滅	
3	水	大安	
4	木	赤口	
5	金	先勝	
6	土	友引	
7	日	先負	
8	月	仏滅	白露
9	火	大安	
10	水	赤口	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	先勝	
12	金	友引	
13	土	先負	
14	日	仏滅	
15	月	大安	敬老の日
16	火	赤口	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	水	先勝	
18	木	友引	
19	金	先負	
20	土	仏滅	
21	日	大安	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	月	赤口	
23	火	先勝	秋分 秋分の日
24	水	先負	
25	木	仏滅	
26	金	大安	
27	土	赤口	
28	日	先勝	
29	月	友引	
30	火	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）